

11月は「いじめ撲滅強調月間」です

問合せ 埼玉県県民生活部青少年課 ☎048-830-2907

いじめられた子どもには心身に深刻な被害が生じることがあります。いじめは重大な人権侵害であり、決して許されることではありません。埼玉県では、11月を「いじめ撲滅強調月間」と定め、いじめ問題の根絶に取り組んでいます。いじめを受けていたり、いじめに気が付いたりしたら一人で悩まず相談・通報してください。

相談窓口

彩の国 よりそうみんなの電話・メール教育相談(埼玉県立総合教育センター)

【相談内容 いじめ、不登校、学校生活】
18歳以下の子ども用(無料) #7300 または ☎0120- 86- 3192(365日24時間)
保護者用 ☎048-556-0874(365日24時間)
eメール相談 soudan@spec.ed.jp
※ eメール相談の受信確認および返信は、平日午前9時から午後5時の時間帯に行っています。



eメール相談は
こちらから

いじめ通報窓口 (埼玉県教育委員会)

【通報内容 いじめに関すること】
この窓口は「いじめ」についての情報提供を受けることが目的であり、相談に対する返信は行いません。
通報された情報は学校に提供します。学校はあなたが送信したことがわからないように調査・対応します。



埼玉県警察少年サポートセンター

【相談内容 非行やいじめ、犯罪被害等の少年問題に関する心理面の相談(カウンセリング等)】
少年用・ヤングテレホンコーナー ☎048-861-1152 保護者等用 ☎048-865-4152 ※面接相談は要予約
(月～金／祝日・年末年始を除く 午前8時30分～午後5時15分)

子どもスマイルネット(埼玉県こども安全課)

【相談内容 いじめなど子どもに関するあらゆる相談(本人・保護者等からの相談)】
☎048-822-7007(毎日／祝日・年末年始を除く 午前10時30分～午後6時)



社会福祉法人 埼玉いのちの電話

【相談内容 どんなことでも】
☎048-645-4343(365日24時間)
フリーダイヤル ☎0120-783-556(毎月10日午前8時～翌日午前8時)と(毎日午後4時～9時)
ナビダイヤル ☎0570-783-556(毎日午前10時～午後10時)



インターネット相談は
下記2次元コードより
ホームページへアクセス

特定非営利活動法人 さいたまチャイルドライン

【相談内容 どんなことでも】
18歳以下の子ども専用(無料)
☎0120-99-7777(毎日午後4時～9時)
オンラインチャット <https://childline.or.jp/> (火～土、第1・3月曜午後4時～9時)

こころの健康相談統一ダイヤル

【相談内容 心の健康の相談】
☎0570-064-556 (365日24時間)

埼玉県こころの電話(埼玉県立精神保健福祉センター)

【相談内容 心の健康の相談】
☎048-723-1447 (月～金／祝日・年末年始を除く 午前9時～午後5時)

埼玉県SNS相談 こころのサポート@埼玉

【相談内容 心に関する相談内容を何でも(LINE で心理カウンセラーへ相談)】
(毎日午後7時～11時 受付は終了30分前まで)



こどもの人権110番(さいたま地方法務局)

【相談内容 子どもの人権】
☎0120-007-110(月～金／祝日・年末年始を除く 午前8時30分～午後5時15分)
こどもの人権SOS－eメール <https://www.jinken.go.jp/kodomo>

11 KAMIKAWA 11月号

人事行政の運営等について公表します

問合せ 総務課 職員担当 ☎0495-77-2114 FAX0495-77-3915

「神川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、人事行政の運営等についてお知らせします。制度の公平性・透明性を高め、町民の皆様にご理解をいただくことを目的としています。

1. 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 職員の採用状況(令和6年度)

4名(うち男性1名、女性3名)

(2) 部門別職員数の状況

			職員数		増減数
			令和5年度	令和6年度	
普 通 会 計	一 般 行 政	議 会	2	2	0
		総 務	31	34	3
		税 務	11	11	0
		労 働	0	0	0
		農林水産	6	6	0
		商 工	3	3	0
		土 木	9	10	1
		民 生	31	33	2
		衛 生	13	9	▲4
		計	106	108	2
	教 育		22	22	0
	普 通 会 計 計		128	130	2
会 公 計 営 部 門 等	水 道		4	4	0
	下 水 道		0	0	0
	そ の 他		11	11	0
	公営企業等会計部門計		15	15	0
合 計			143	145	2

2. 職員の人事評価の状況

(1) 評価方法

- ①能力評価…評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職務遂行の過程において発揮された職員の能力を客観的に評価
- ②業績評価…職員があらかじめ設定した業務目標の達成度やその他設定目標以外の取組により、その業務上の業績を客観的に評価

(2) 評価期間 毎年4月1日～翌年3月31日

(3) 評価結果の活用 被評価者の任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用

3. 職員の給与の状況

(1) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(令和6年4月1日現在)

- ①職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与(給料と諸手当)月額の状況

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	38.9 歳	306,600 円	343,000 円

- ②職員の初任給の状況

区 分	大学卒	短大卒	高校卒
一般行政職	202,400 円	187,300 円	176,100 円

(2) 職員の手当の状況(令和5年度)

- ①期末・勤勉手当
 - i 1人あたり平均支給額 1,443千円
 - ii 支給割合 期末手当2.45月分 勤勉手当2.05月分
- ②退職手当 平均支給額 21,937千円
- ③諸手当

手当名	支給単価 (月額)	支給実績 (総額)	支給職員 1人当たり 平均支給年額
扶養手当	6,500～10,000円	12,557 千円	217 千円
住居手当	借家16,000～ 28,000円	5,488 千円	261 千円
通勤手当	自動車 2,000 ～ 18,700円	7,587 千円	70 千円
管理職 手当	課長級： 53,000円 課長補佐級： 35,000円	19,836 千円	495 千円

(3) 特別職の報酬等の状況(令和5年度)

区分		給料月額等
給 料	町長	723,000 円
	副町長	601,000 円
	教育長	565,000 円
期末手当	共通	4.50 月分 役職加算 15%

4. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 年次有給休暇の取得状況

令和5年1月1日から令和5年12月31日 までの職員の年次有給休暇の平均取得日数は8日と7時間であり、前年より6時間増加しました。

(2) 時間外勤務の状況(令和5年度)

職員1人あたりの時間外勤務 月平均6.9時間

5. 職員の分限及び懲戒処分

令和5年度は分限処分は0件、懲戒処分(減給処分)は1件でした。

6. 職員の退職管理の状況

再就職者が就職先である企業等のために現職職員に働きかけを行うことは公務の公正およびこれらに対する住民の信頼を損ねるおそれがあるため、離職後に企業等に再就職した元職員による働きかけが禁止されています。

7. 公平委員会の業務の状況

令和5年度において、職員からの勤務条件に関する措置の要求、および不利益処分に関する不服申立ての事由はありませんでした。

KAMIKAWA 11月号 10